

平成 29 年 10 月 31 日
区民部国保年金課

平成 29 年度第 1 回東京都国民健康保険運営協議会について

平成 29 年 9 月 20 日に、平成 29 年度第 1 回東京都国民健康保険運営協議会が開催されたため、その内容について報告し、資料を提供する。

1 資料概要

(1) 東京都国民健康保険運営協議会について

国保法改正により、都にも国保運営協議会を設置し、納付金・標準保険料率の算定方法、国保運営方針等を審議する。

(2) 東京都の国民健康保険の現状について

平成 27 年度、都の 1 人当たり平均所得は全国 1 位、所得に対する保険料負担率は 47 位、収納率は 47 位となっている。一般会計からの法定外繰入は 1,169 億円で医療給付費等の約 1 割を占める。

(3) 国保制度改革の概要

都が区市町村とともに国保の運営を担う。都は財政運営の責任主体となり、区市町村は資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等を引き続き行う。

(4) 国保事業費納付金等の算定方法について

区市町村ごとの医療費水準と所得水準を反映させた納付金と、都内統一の算定基準により標準保険料率を算定する。

平成 30 年度から国は国保への公費を 1,700 億円拡充するが、今回の平成 29 年度試算は、その内 1,200 億円(都反映額 106 億円)を反映させた。

納付金の仕組みにより保険料が急激に増加する場合は、激変緩和措置を行う。

(5) 国保運営方針(素案)について

法定外繰入金等の計画的・段階的な解消の取組や、将来的に保険料の平準化を目指すこと等を記載した、都内の統一的な運営方針を平成 29 年 12 月末までに策定する。

(6) 今後のスケジュール

都は、第 2 回(11 月開催予定)国保運営協議会に、平成 30 年度の納付金等の算定方法や国保運営方針(案)について諮問し、12 月に都の国保条例案の上程および国保運営方針を策定する。

2 練馬区の試算結果等

(1) 平成 29 年度ベースでの 1 人当たり保険料額の試算結果

	平成 29 年度 試算結果 法定外繰入前 (A)	平成 27 年度 法定外繰入前 (B)	平成 27 年度 法定外繰入後 (C)	伸び率 (A/B)	伸び率 (A/C)
練馬区	145,185 円	148,452 円	121,701 円	97.80%	119.30%
区市町村計	144,391 円	145,019 円	112,881 円	99.57%	127.91%

(2) 平成 29 年度ベースでの標準保険料率の試算結果

	医療分		後期支援金分		介護納付金分	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
29 年度試算 標準保険料率	7.18%	41,848 円	2.29%	13,099 円	2.09%	15,186 円
(現行)29 年度 保険料率	7.47%	38,400 円	1.96%	11,100 円	1.54%	15,600 円

3 配付資料

別添のとおり